＜ 市町村の防災担当者等向け ＞

近畿管内における
臨時災害放送局
運用の手引き

（初版）

令和６年３月
近畿総合通信局

臨時災害放送局の開設事例紹介

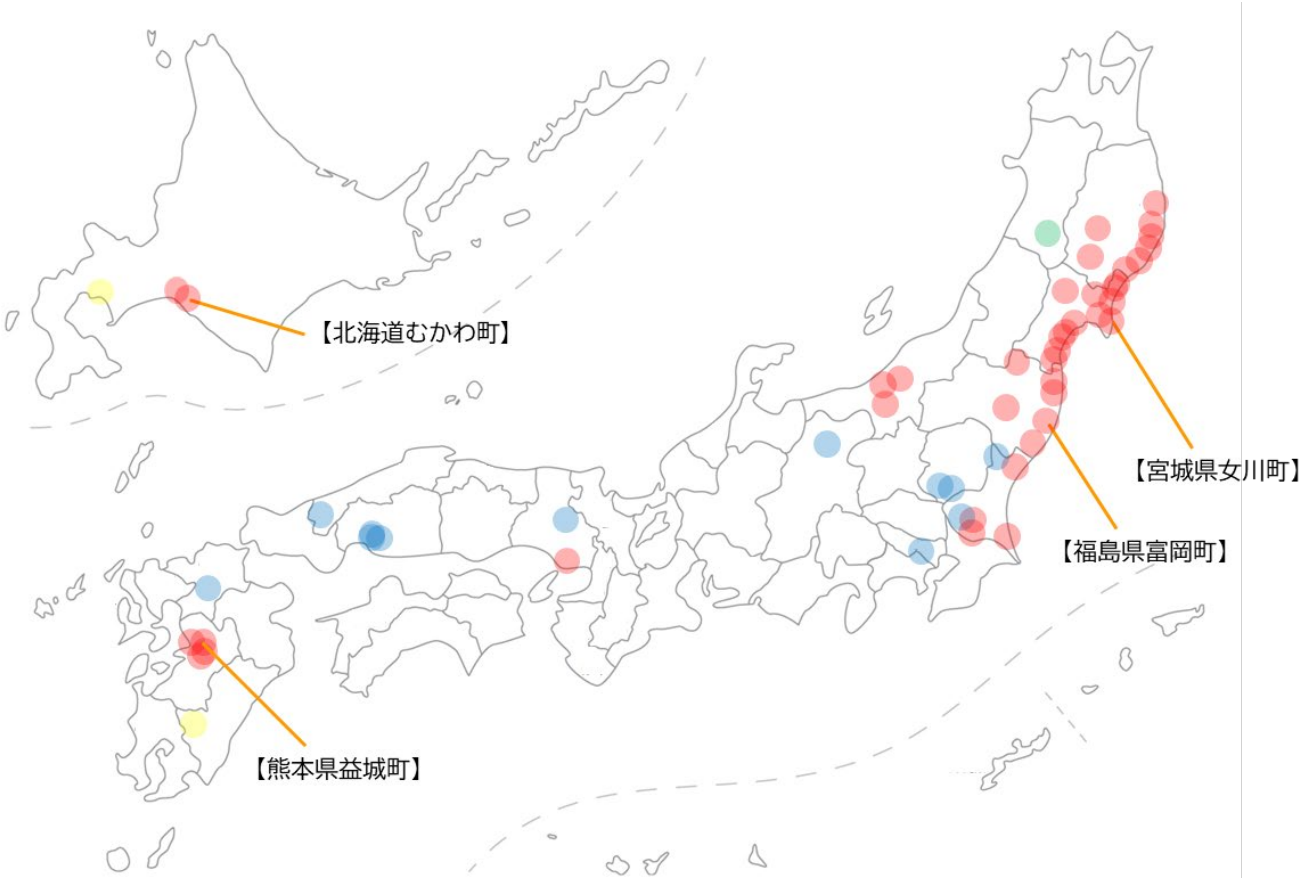

災害別の開設累計【令和6年3月現在】

地 震 ： 40件

○ 阪神淡路大震災【H7.1.17発災】：1件
○ 新潟県中越地震【H16.10.23発災】：2件
○ 新潟県中越沖地震【H19.7.16発災】：1件
○ 東日本大震災【H23.3.11発災】：30件
○ 熊本地震【H28.4.14発災】：4件
○ 北海道胆振東部地震【H30.9.6発災】：2件

豪 雨 ： 12件

○ 島根県津和野町【H25.7.26からの大雨】
○ 茨城県常総市【H27.9.10からの大雨】
○ 福岡県朝倉市【H29年九州北部豪雨】
○ 広島県熊野町、坂町（2局）【H30年7月豪雨】
○ 東京都狛江市、茨城県大子町、長野県長野市【令和元年台風19号】
○ 兵庫県丹波市【H26.8.16からの大雨】
○ 栃木県栃木市【H27.9.10からの大雨】
○ 栃木県小山市【H29.10.16からの大雨】

雪 害 ： 1件

○ 秋田県横手市【H23年1月東北豪雪】

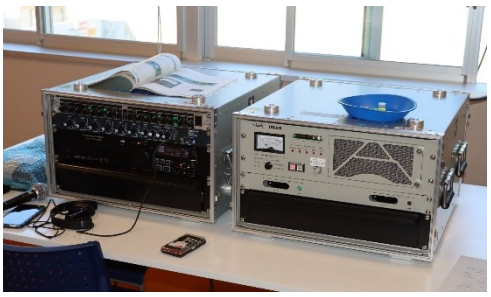

火 山 ： 2件

○ 北海道虻田町【H12年：有珠山】
○ 宮崎県高原町【H23年：新燃岳】

現場の声

【北海道むかわ町】 むかわ町職員　梅津 晃氏

中心部の建物・家屋の倒壊や道路も被害を受け、町民の多くが避難生活を送る中、制度を知り開設しました。町側は職員の手も足りないため、室蘭市や道内外のコミュニティ FM から機材や人の支援を受け、町内で募ったボランティアがマイクに向かいました。避難所で生活していた人々には、チラシや口コミではなく、声で情報が伝わることは好評でした。ただ支援はあくまで一時的なもの、長期運営する場合、自治体側・地元で人手や体制を用意する必要があったため、避難所解消の区切りで放送終了となりました。もしも次にこうした機会があっても、間違いなくやるべきだと思いますが、そうした体制作りや、協力団体との普段からの関係づくりなども課題だと感じています。

【宮城県女川町】 女川町長　須田 善明氏

役場を含め、町の八割の建物が津波で流出し、避難所や町民への情報伝達手段がない中で、本町出身者がこの制度を知り、マスコミ関係者などの支援を集め、開局を提案いただきました。町は場所や情報の提供など後方支援のみ、運営はすべて委託しました。
実際に喋っていたのは避難所で募集し、指導を受けた町民ボランティアでした。情報提供もさることながら、同じく被災した町民が喋っていることでラジオを通じて励まし合う効果も大きく、「がんばっぺ」ラジオとも呼ばれました。町長の私も週一回出演。結果、集中復興期の 5 年間にわたって放送を継続しました。

【福島県富岡町】 富岡町社会福祉協議会元職員　吉田 恵子氏

東日本大震災と原発事故で避難をした避難先（郡山市）で臨時災害放送局を開局しました。
内容は、お知らせはもちろんですが、被害の悲惨さを伝えるものではなく、それぞれの人たちが、それぞれ避難した地域で元気に生活している様子を伝える内容が大部分でした。
もちろん、出演者は町民です。誰かと繋がっている、話題が共有できる、知っている人の声が聞こえる、それだけで安心した生活が得られることをラジオが教えてくれました。

【熊本県益城町】 益城町教育委員会 生涯学習課　田中 康介氏

平成２８年熊本地震から約２週間後に、様々な支援を得て開設しました。スタジオを避難所に設け、住民の皆さんにもパーソナリティとして関わっていただきながら、復旧・復興に向けたお知らせなどを放送しました。ラジオ局の開設を周知する方法など課題は残りますが、ある程度広範に、情報量や回線のキャパシティなどの制約を受けないラジオで情報を発信することは本当に重要であると実感しました。
また、昨今問題視されている情報の正確性についても、誰もが情報発信できるインターネットとは違い、発信者が限られるため、災害時の混乱でもある程度の信頼性が担保される情報源であると思います。

≪災害時におけるラジオの有用性①（北海道胆振東部地震）≫

・北海道胆振東部地震は、大規模停電に見舞われ、テレビ、携帯電話、パソコンの利用等が制限された。このため、ラジオが被災情報、安否情報、生活情報などの主要な情報源となった。
・地震発生当日利用できた端末・機器は、どの時間帯でも「ラジオ」が最も多かった。

（NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2019年2月号に掲載の「北海道ブラックアウト どのメディアが機能したのか」に基づき総務省作成
（2018年10月5日（金）～10月11日（木） インターネット調査実施 北海道在住 男女16～79歳（北海道在住の調査会社モニターから抽出） 計3,375名））

地震発生当日に利用できた端末・機器（複数回答）（%）

	①地震発生直後から未明	②午前	③午後	④夜間	終日利用不可	不明不所持
テレビ	8	3	10	15	68	4
ラジオ	53	33	32	32	12	23
インターネット（パソコン）	9	5	10	13	58	17
インターネット（スマートフォン・タブレット端末）	40	27	24	24	26	19
インターネット（携帯電話）	21	11	10	11	22	46
通話（固定電話）	9	5	8	11	47	31
通話（携帯電話・スマートフォン）	47	30	26	27	20	15

※発災時刻：午前3時7分59秒
①午前6時まで、②6時～12時、③12時～18時、④18時以降

最も役に立ったメディア（総務省で上位8つを抽出して掲載）

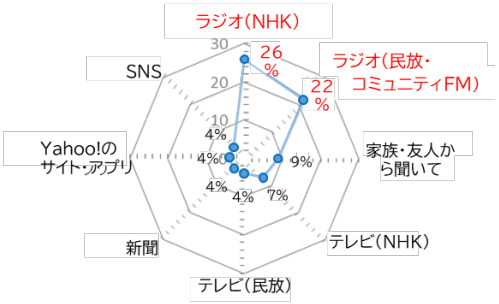

地震に関する情報を得るのに利用したメディア（複数回答）（%）

	①地震発生直後から未明	②午前	③午後	④夜間
テレビ（NHK）	5	1	6	9
テレビ（民放）	3	1	6	9
ラジオ（NHK）	31	19	18	15
ラジオ（民放・コミュニティFM）	29	20	19	16
北海道以外に住む家族・友人からのメールやLINE等のメッセージ	7	5	4	3
北海道内に住む家族・友人からのメールやLINE等のメッセージ	9	6	5	4
インターネットのYahoo！サイト・アプリ	10	6	6	6
ソーシャルメディア（Twitter, Facebook等）	9	6	5	5
新聞	14	14	13	12
家族・友人から聞いて	20	27	25	20
近所の人から聞いて	7	9	10	6
その他	7	17	19	20
上記の中で見聞きしたものはない	18	22	23	27

※発災時刻：午前3時7分59秒 ①午前6時まで、②6時～12時、③12時～18時、④18時以降

地震発生当日に必要だった情報（複数回答：3つまで）（%）

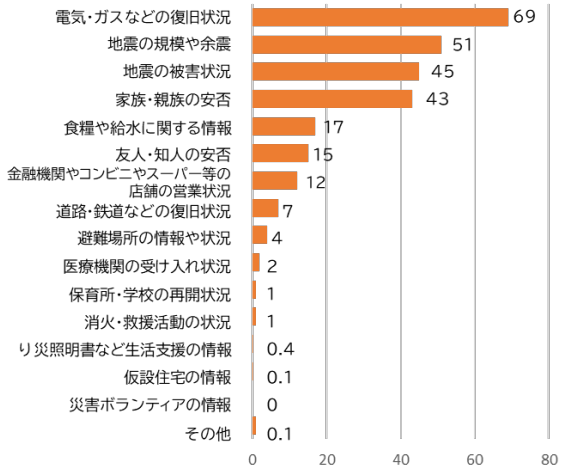

≪災害時におけるラジオの有用性②（熊本地震）≫

・2016年4月に発生した平成28年熊本地震においては、ラジオ放送の重要性が改めて認識された。
・また、被災時には車中で過ごす被災者も多く、カーラジオを通じて情報が収集されている。

（NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2017年9月号に掲載の「被災地住民が求める「生活情報」とその発信～平成28年熊本地震被災地における世論調査から～」に基づき総務省作成
（2017年2月1日（水）～2月28日（火） 郵送法調査実施 熊本市東区、益城町、西原村、南阿蘇村に在住の20歳以上の男女各500名 有効回答数：計1,430名））

生活情報を入手した情報機器（複数回答）

熊本市東区		益城町		西原村		南阿蘇村	
テレビ（室内据え置き型）	63%	スマートフォン・携帯電話	48%	テレビ（室内据え置き型）	45%	ラジオ	41%
スマートフォン・携帯電話	49%	テレビ（室内据え置き型）	35%	スマートフォン・携帯電話	38%	テレビ（室内据え置き型）	37%
ラジオ	30%	ラジオ	35%	ラジオ（カーラジオ）	31%	スマートフォン・携帯電話	36%
テレビ（モバイル端末）	25%	ラジオ（カーラジオ）	31%	ラジオ	25%	ラジオ（カーラジオ）	36%
ラジオ（カーラジオ）	24%	テレビ（カーナビ）	25%	テレビ（カーナビ）	25%	テレビ（カーナビ）	23%

車中泊の有無

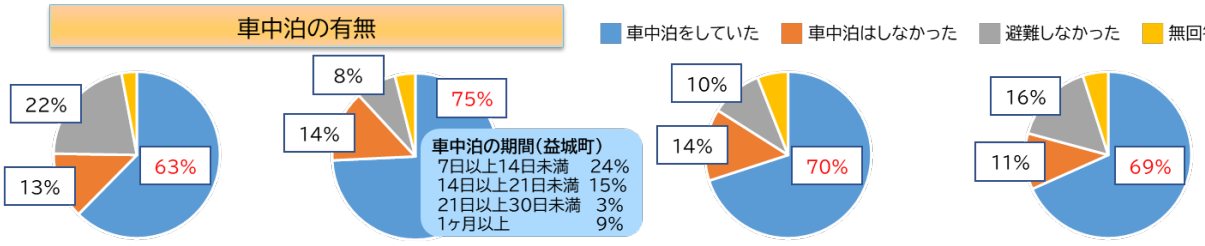

目　次

臨時災害放送局の開設事例紹介

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　運営体制の確保と情報を伝える意義

①　運営スタッフ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

②　放送内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

③　開設の周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

④　運営費用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

３　放送原稿用テンプレート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

今、大地震が発生したとしましょう。直ちに臨時災害放送局を開設し運用できますか？「まずは何をしますか？」「必要な体制は？」「情報をどう伝えますか？」臨時災害放送局は災害時の情報発信ツールとしての有益性は認められているものの、運用についての事前の準備や知識がなく、開設に至らなかったケースや、開設したものの活用が乏しかった事例があります。災害は“いつ”“どこで”発生するか予測できません。この手引きでは、市町村の防災担当者等向けに「未経験でもラジオ放送ができる運用の仕組み」について解説しています。

市町村が開設する臨時災害放送局は、自治体職員が主体的に管理・運用することになりますが、応急復旧時は特にやるべきことが多く、手が回らないことも想定されます。事前の準備として地域住民や近隣放送事業者等との運営協力体制の確保・確認、運用訓練等を実施することが重要となります。

ご不明な点、お困りごとございましたら、下記の近畿総合通信局放送課までご相談ください。

＜連絡先＞
近畿総合通信局　放送部放送課
〒540－8795
大阪市中央区大手前1－5－44　大阪合同庁舎第一号館
TEL：06-6942-8465又は8566（平日8:30～17:15）
080-1470-1260　（上記以外）
ﾒｰﾙ：onsei-kinki@ml.soumu.go.jp

※庁舎被災等により近畿総合通信局が対応出来ない場合
総務省　情報流通行政局　地上放送課
TEL：03-5253-5793

1　はじめに

① 臨時災害放送局とは

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。

なお、臨時災害放送局の放送番組は「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの」と定められています。

また、外部への運営委託も可能ですが、放送局の免許を受けた市町村は運営管理者として、電波法・放送法等関係法令上の責任を負う立場にあるため、放送の実施状況、内容などを把握し、適切に放送局を運営・管理することが求められます。

当該地域にコミュニティ放送局がある場合、その活用も検討ください。

※ 開設に係る詳細は別冊の「臨時災害放送局開設の手引き」を参照ください。

② 「ラジオ」と「防災無線」の違い

防災無線の放送内容については、緊急情報（地震や津波、土砂災害警戒情報等）など自治体広報としての役割が大きくなります。一方、ラジオ放送については、発信者と受信者の双方向コミュニケーションが可能であり、被災者の求める情報、元気が出る内容の情報も発信することが可能となります。（例えば、個別店舗の営業情報などの民間生活情報、イベント情報や伝言メッセージ（住民の声）など。）

円滑な運営のため、どのような放送内容にするか、事前にルールを決めておくことが重要となります。

③ 臨時災害放送局が目指すもの

住民のニーズに対応するため被災した地域に拠点を置き、被災者に寄り添うことができるのが「臨時災害放送局（ラジオ）」です。そのため、刻々と変化する状況、必要とされる情報を把握し、被災者目線で伝えていく必要があります。

多くの新設局は、放送のノウハウや資金等も十分でない運営状況ではありますが、「住民に聴いてもらえる放送局」「親しまれる放送局」を目指すことが重要となります。

- 被災者を路頭に迷わせない
  ⇒ 被災した人たちの生活をサポート、スムーズな生活再建
- 地域を守る
  ⇒ 防災・防犯対策（命を守り、安全を確保）
- 住民を繋ぐ
  ⇒ 同じ境遇の人たちの悩みの共有、支え合い、寄り添い

目指すは

命を救うラジオ放送局

２　運営体制の確保と情報を伝える意義

災害対応と並行し臨時災害放送局の運営を行うことは決して容易ではありません。職員のみの対応では運営が難しい場合もありますので、関係者が平時から臨時災害放送局の開設・運営を想定した訓練を行い、運営体制や地域の協力体制の確保をしておくことが重要となります。

また、マスメディアで流れる災害報道と被災地の住民が求める災害情報は異なることがあるため、より地域に密着した細かな情報提供が求められます。被災地には不安や悲しみなど複雑な感情をもつ方々がいることへの配慮を忘れず放送をすることも必要です。

【設置及び運用訓練の模様】

各種訓練の実施希望あれば、近畿総合通信局にご相談ください。

① 運営スタッフ

臨時災害放送局の運営に当たっては、地方公共団体等において、防災や広報の経験がある職員を選定するなど、円滑な運営が可能となるようなスタッフの確保が望まれます。

ただし、これらの人（スタッフ）が常に全員必要な訳ではありません。以下のような役割があるので、体制作りの参考としてください。ただし、運営スタッフも被災者となることを理解し、何よりも命を大切に運営していくことを心がけてください。

Ⅰ　放送（編成）責任者：目安人数１名

スタジオ内の指揮・監督を担い、放送を円滑に進行させます。
放送局の免許主体は当該自治体であり、放送全般について責任を負います。
自治体の担当部署の役職者等を責任者として指定しておくことが必要です。

Ⅱ　放送担当者（パーソナリティ）：目安人数１～２名（交代要員がいると良い）

原稿を読み上げ、住民（リスナー）に情報を伝える役割を担います。
自治体の広報担当者、地元の放送局等のアナウンサー経験者等が望ましいが、
事前に研修等を実施することで人材の確保も可能となります。⇒地元で人材育成

Ⅲ　技術担当者：目安人数１名

放送中の音響操作（声や音質等の調整）など、聴きやすい演出を行います。
また、放送機材全般の保全及びメンテナンスを担当します。

Ⅳ　情報担当者（レポーター）：状況に応じての対応で可

災害情報を収集・整理し、放送用原稿を作成します。

現場で取材し、得た情報を元に原稿作成を行います。また、その内容を自らが放送を通じて報告することもあります。

Ⅴ　無線従事者：目安人数１名（ただし、無線局操作時以外の常駐は不要）

法令上、無線設備の操作は資格を有する無線従事者が行うことが必要です。臨時災害放送局の場合は「第２級陸上無線技術士」以上の資格※を有する無線従事者を確保することが必要です。

※　第１級総合無線通信士、第１級陸上無線技術士、第２級陸上無線技術士

スタッフ確保が難しい場合は、近畿総合通信局にご相談ください。

放送設備や熟練度にもよりますが、スタジオには「しゃべる人」「音響を操作する人」「全体の状況を把握する人」３～４人のスタッフがいれば放送は可能です。

例）熊本県益城町（ましきさいがいエフエム）

開局当初（立上げ時）は、上記Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを１人が対応。Ⅳは運営状況が落ち着いてから配置をおこないました。

＜開設までの運営準備事例＞

１．スタッフ募集（アナウンサー・技術・ディレクター兼務も可）
２．スタッフ研修（アナウンス・機械操作・原稿作成など）
３．行政との取り決め（情報収集・災害などの緊急時対応、スタッフの待遇）
４．災害など緊急時のマニュアル策定
５．放送時間と放送内容の決定（原稿・進行シート雛形の作成）
６．週間編成表とシフト表作成
７．住民への周波数告知、ラジオの配付

運営体制の準備については、多くの事を平時に対応することができます。発災後の混乱する中で最初から検討・準備していくことは非常に困難であり、結果、放送未経験者のみでの運用開始となることもあり得ます。未経験でも運営可能なのがラジオの良さですが、せめて開設時には技術・放送共に経験者がいることが望ましいと考えます。まずは地域の中での人員を確保・育成ができるよう、近隣のコミュニティ放送局等と連携するなどの準備や訓練が重要となってきます。

また、「誰のため、何のための放送か」自治体と運営スタッフが二人三脚で取り組んでこその臨時災害放送局です。共有できる指針がなければ、現場は混乱することになりますので、運営マニュアルは重要となります。

● 運営スタッフにボランティアを活用する方法もあります

ボランティアスタッフは生活再建等フェーズによって携わり方が変わります。放送期間によっては臨時職員としての雇用、地域おこし協力隊員の確保など自治体の支援が必要になることも想定し準備しておきましょう。

＜取組み事例＞

・和歌山県情報化推進協議会（WIDA）「臨時災害放送局サポーター」
https://wida.jp/act/rinsai musen/

・宮城県南三陸町（FMみなさん）
会社が被災し失業してしまった若年層を臨時職員として雇用

・宮城県気仙沼市（気仙沼災害FM）
まちづくりNPO職員、地域イベントサポーターの協力

② 放送内容～言葉で命を守る～

大規模災害で混乱するのはむしろ避難後です。被災者が求めるものの１つに、命や暮らしに直接関わる“情報”があります。安否情報、水や食料に関する情報、電気・ガス・水道の復旧状況情報などを必要とされますが、情報インフラが破壊された場合、被災者がそれらの“情報”を得ることは非常に困難となります。そういったインフラ等の途絶下での緊急情報伝達手段として、臨時災害放送局は有益な手段となります。

また、ラジオは高齢者にとって身近な存在であり、プライバシーの観点から車中避難も増加する中、情報過疎や孤独になりがちな人へのアプローチにも効果的です。「どこで何が起きている？」「救援・支援を得るにはどうしたらよい？」「家族の安否は？」「日常生活を取り戻すために必要な情報は？」フェーズに合わせ放送内容を変えるなど、被災者が求める“必要とされる情報”を提供することで、住民の命を救い、生活再建のサポートが行えます。

【 フェーズ(時期)別放送内容例 】

	放送内容（例）	補足
発災後 (※発災前も可)	気象情報（地震・津波情報） 被害情報（立ち入り制限・危険地域情報） 避難情報（避難所開設、誘導(旅行者･外国人含む)等） 安否情報（旅行者・外国人含む） 救援や支援に関する情報（配給等） ライフラインに関する情報	「命を守る・安全確保」情報中心
復旧時	気象情報（地震・津波情報） 救援や支援に関する情報（配給等） ライフラインに関する情報 行政情報（仮設住宅、罹災証明書の発行等） 生活情報（風呂、医療、流通、防犯等）	スーパー、コンビニ等の営業情報
復興期	行政情報（復興・まちづくりに関する情報） 生活情報（求人、コミュニティー情報等） 癒し（音楽、読み聞かせ等）	放送回数や時間の減少期 メンタルヘルス情報

※原則として、被害発生後に開設することが基本となりますが、被害発生前であっても、数日以内に被害が発生する蓋然性があるような場合(例えば、警報が発令された場合や住民の避難を要する場合)等には、開設することができます。
ただし、臨時災害放送局として使用できる周波数は限られているため、真に臨時災害放送局を必要とする地方公共団体等に支障が出ないよう、被害発生前の開設は極めて限定的に認めることとし、また被害が発生しなかった場合には速やかに廃止をしていただくことになります。

● インフラ復旧事例（平成28年４月年熊本地震）
電気 → およそ１週間
ガス → およそ２週間
水道 → およそ３か月半

● 「お知らせ」と「放送」の違い
自治体の求める公平性と被災地の住民が求める情報は必ずしも一致しません。被災地のお店のオープン情報やイベント開催情報の提供など、柔軟な運営が求められます。臨時災害放送局が自治体のお知らせツールとならないように注意しましょう。

Ⅰ タイムテーブル（番組編成）

臨時災害放送局の番組編成（内容や放送時間）には決まりがなく、過去の事例でも１日１回（数時間）程度の放送から24時間放送まで様々ありました。

避難生活をされていても、日中はお仕事されている方もおられます。ラジオはインターネットと違い、いつでも自由に目的の番組が聴ける訳ではありませんので、再放送を含め、できるだけ多くの「時間」「回数」で聴いてもらえるようにすることも大切になります。例えば、決まった時間に１日数回程度の生放送を行い、その間の時間は再放送か音楽、支援団体等から寄せられた音声コンテンツなどを流すといった番組編成が考えられます。（下記のタイムテーブル例 参照）

できるだけ多くの方に聞いていただけるような番組編成にする工夫は必要ですが、運営スタッフの状況に合わせ、決して無理はしないようにしてください。復旧復興のフェーズに合わせ、柔軟にタイムテーブルを見直すことも可能です。

【 タイムテーブル例 】

～放送休止～
09:00　市役所からのお知らせ①（生放送）
10:00　市役所からのお知らせ①（再放送）
11:00　音楽タイム
12:00　市役所からのお知らせ②（生放送）
13:00　市役所からのお知らせ②（再放送）
14:00　音楽タイム
15:00　情報番組（支援団体からの音源活用等）
16:00　音楽タイム
17:00　市役所からのお知らせ③（生放送）
18:00　市役所からのお知らせ③（再放送）
～放送休止～

※放送時間は9:00～19:00

こうした番組編成や作り方について、臨時災害放送局の運営に携わってきた団体から災害FMに避難所向け情報番組制作や運営のアドバイスを受けることも可能です。

また、臨時災害放送局の運営にあたり、放送に関するコンテンツの提供や権利処理について、減免や支援の方策が各団体で行われています。書面の取り交わしが必要となることもありますので必要に応じて手続願います。

● 音楽を使用する場合の契約について

臨時災害放送局で音楽を使用する場合は、音楽著作物等の権利を管理する４つの団体に連絡をする必要があります。詳しくは、以下の連絡先にご連絡ください。

団体名	連絡先
一般社団法人日本音楽著作権協会 （JASRAC）	放送メディア部 放送メディア課 ・メールアドレス　community-fm@jasrac.or.jp
株式会社NexTone	著作権事業本部 送信部 放送グループ ・電話番号　03-5475-5027 ・メールアドレス　contact cfm@nex-tone.co.jp
一般社団法人日本レコード協会 （RIAJ）	著作権・契約部 ・電話番号　03-5575-1304 ・メールアドレス　legal@riaj.or.jp
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター （CPRA）	徴収業務部契約課 ・電話番号　03-3379-3587 ・メールアドレス　radio@cpra.jp

● インターネット同時配信について

放送のインターネット同時配信（以下サイマル放送）を希望される場合は、既に配信サービスを実施している事業者の協力を得ることで実施しやすくなります。（複数の実施事業者があります。）

また、インターネットサイマル放送を実施する場合も上記の４つの団体に連絡する必要がありますので、実施を希望、もしくは検討している場合は相談してください。

● NHKラジオ第一放送を臨時災害放送局で再放送※するための協定について

＜概要＞

災害発生後に開設された臨時災害放送局では自治体による運営体制の確保が難しく、番組編成等に苦慮することが想定されるため、NHKラジオ第一放送の再放送を可能とする制度です。

＜主な利用条件＞

１．再放送する番組の複製または改変を行わないこと
２．NHK放送の再放送を行う間、NHK以外の放送局の放送を再放送しないこと
３．再放送の内容をインターネット上に配信しないこと

＜手続き＞

お近くのNHK地域放送局にお問い合わせください。調整の上、覚書を締結します。

※再放送：ここでは放送を受信して、それを再び放送すること等を「（同時）再放送」といいます（番組編成上の同一番組を再度放送する意味での“再放送”ではありません）。

● サイマル放送（ラジオ放送がネット・スマホで聴ける仕組み）の活用事例

＜宮城県女川町「おながわさいがいエフエム」＞

避難のため全国に移住した元町民に、テレビや新聞で伝わらない細かい復興の様子が伝わると好評。ある程度復興が進んだ後は観光PRにもつながった。

＜福島県富岡町「とみおかさいがいエフエム」＞

避難先が47都道府県＋海外ということもあり、地元情報が全く届かない地域で生活をしている町民にも地元の声を届けることができため非常に好評でした。

＜熊本県益城町「ましきさいがいエフエム」＞

放送の音声がインターネットで聴けるほか、地域の気象、避難所などの情報を文字で提供。耳が不自由な人にも伝えられました。

Ⅱ 情報収集で気をつけること

被災地の現状を十分に把握し、住民のニーズにあった情報（必要とする情報）を提供するために、以下の点に注意しましょう。

特に「場所」「日時」「連絡先」などの情報は間違えやすく、誤った内容を放送した場合、聴いている人、その情報に携わる人など、たくさんの方にご迷惑をかけることになりますので十分に注意しましょう。

1．情報の新しさに気をつける
2．情報の全体像を把握する
3．情報収集をする目的を明確にする
4．情報の信頼性を確認する
5．得た情報はきちんと活用する（整理してわかりやすくまとめる）
6．情報に偏りがないように注意する
7．相手の気持ちに寄り添い取材する
8．リスナーの声を聴き、必要とされる情報を把握する

Ⅲ 原稿作成（書き方・伝え方）

情報を収集し正確にとらえ、聴き手（住民）の立場で書くことを意識してください。

1．平時に「聴き慣れない言葉」「耳なじみのない言葉」は避け、誰が聴いても何を伝えようとしているか分かるように、できるだけ「やさしい言葉」「かんたんな言葉」を使って書くことを心がける。
2．最初と最後に何についてのお知らせをするのか（したのか）を分かりやするするため「見出し」をつける。
3．大事なところ（場所、日時、連絡先など）は２度繰り返して読むようにするため、原稿上も大事なところが分かるようにする。（「×２」など）
4．作成した原稿は「いつ」「誰が」「いつまで放送してよい内容か」を書いておくとよい。

5．原稿作成時はもちろん、完成後も、その内容に間違いがないかしっかりと確認をする。（できれば他のスタッフとも確認する。）
6．余裕があれば一度原稿を下読みし、秒数（時間）を計る。
7．高齢者にも理解してもらえるよう、ゆっくり読む。

＜参考資料＞

● NHKアナウンサー 命を守る“防災の呼びかけ”
https://www3.nhk.or.jp/news/special/suigai/yobikake/
⇒ シチュエーションごと、フェーズごとに合わせた話し方や呼びかけ文言を「テキスト」「PDF」「AIアナウンスによる音声ファイル」で公開されています。（ダウンロード可）

Ⅳ 「ことば」への配慮

ラジオは小さい子どもからお年寄りまで、幅広い世代の方々が聴いています。いわゆる「お役所言葉」ではなく、住民にわかりやすい「言葉遣い」を心がけることが大切になります。地元の言葉（方言や訛り）、共感できる言葉、親しみのある人の言葉はリスナー（住民）によく届きます。また、“ながら聴き“がラジオの強みなので、見栄を張って細部にまでこだわる必要はないと思います。住民と時間を共有する感覚で話しかけるように話すことを心がけましょう。

ただし、「聞き間違い」や「わかりづらさ」は誤解を与えたりするので注意が必要です。聴力は年齢と共に徐々に衰えてきます。特に高音域の音や子音などには十分注意しましょう。また、外国人被災者は「避難所」や「給水車」「炊き出し」などの、普段の生活で出会うことがない言葉が分らず、被災者として十分なケアを受けられないケースが発生しています。「情報弱者」が出ることがないよう気をつけましょう。

● 聞き間違い例と推奨表現

足腰（あしこし）	→	あちこち	⇒	足と腰
咀嚼（そしゃく）	→	おしゃく（お酌）	⇒	噛み砕く
１時（い ち じ）	→	し ち じ（7時）	⇒	13時
嗽 （う が い）	→	う か い（迂回）	⇒	口をゆすぐ
着替え（きがえ）	→	し か け（仕掛け）	⇒	お着替え
約 （ やく ）	→	ひ ゃ く（100）	⇒	およそ

● 在住外国人への「やさしい日本語」例

避難所 →「逃げる場所へ 行ってください。 〇〇小学校です。」
給水車 →「水を のせた車が きます。 水を もらえます。タダです。」
炊き出し →「温かい 食べ物を くばります。タダです。」
至急避難 →「すぐに 逃げて！」
今朝 →「今日の 朝」
高台へ →「高いところ 山へ 逃げてください。 海へ 行かないでください。」

＜参考資料＞
在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン 他（文化庁）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

③ 開設の周知

事前に周波数等の周知を行うことが出来ないため、開設周知は極めて重要となります。平時からのラジオ離れが進み、これまでラジオを聴く習慣がなかった人たちにも耳を傾けてもらえるようにするため、臨時災害放送局が開設されたことを当該地域で速やかに周知（周波数、放送の時間帯 等）し、広く役立つラジオ放送局であることを知ってもらう必要があります。周知方法については、被災状況（インフラ活用の可否）、周知先や周知内容など、ケースに合わせ対応することになります。

また、受信するラジオがないことも想定されます。提供や貸出し支援もありましたが、備蓄品としてラジオや乾電池を準備しておくこともお勧めします。

＜周知例＞

インフラ正常時

・役所HP、アプリ（SNS）、エリアメール、テレビのニュース及びＬ字放送、防災無線

停電時

・新聞広告、避難所の壁新聞、広報車での伝達、チラシのポスティング

その他

・周波数設定済ラジオの配付（周波数一覧ラベルを貼る・乾電池セット）
・市長会見等での情報発信
・放送番組表（タイムテーブル）の配付

＜チラシサンプル＞

＜配付ラジオのイメージ＞

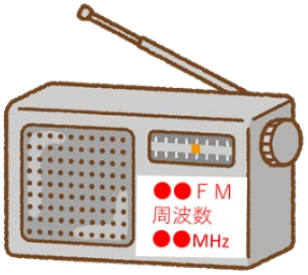

＜避難所に設置のリクエストボックス＞

④ 運営費用

臨時災害放送局の運営には様々な経費が発生します。（人件費、機材費、光熱費、通信費、雑費 等）生活再建のフェーズにより運営形態が変わることも想定されますので、事前に運営シミュレーションを実施しておくことが重要となります。

また、これらの財源確保も検討しておく必要があります。（行政予算、補助金、スポンサー（コマーシャル（以下CM））、クラウドファンディング 等）

- 人件費
  運営を委託したり、自治体職員やボランティアスタッフで運営したり、様々な運用形態が想定されます。

- 機材費
  臨時災害放送局用設備の無償貸出しや支援は「開設の手引」を参照ください。
  放送設備については、放送局の規模により異なりますが、メンテナンス含め経費として想定しておく必要があります。

- 光熱費
  開設場所により異なりますが、電源等の確保を考慮し災害対策本部など自治体保有施設での開設が望まれます。

- 通信費
  通信インフラの復旧状況により異なりますが、経費として想定しておく必要があります。

東日本大震災の際には、公益財団法人日本財団からの臨時災害FM放送局支援事業や、公益社団法人日本フィランソロピー協会の臨時災害FM放送局支援プロジェクト、並びに国の緊急雇用創出事業の財政的支援があったため、開設費だけでなく運営費についても補助されました。（その他支援活動もあり）

また、CMについて放送することは可能ですが、臨時災害放送局は災害対策放送を行うことが原則であり、CMはあくまでも例外的なものと考えています。実施に当たっては、被災地の状況や住民の反応などを十分に勘案し、免許人である地方公共団体等において判断していただくことになります。

３　放送原稿用テンプレート

用途別の放送原稿用テンプレートを作成しました。状況に合わせて加工し活用してください。道路や地名など、地元住民に親しまれている呼び方があれば正式名称と併記し「国道〇〇号線、通称〇〇〇」と併せて放送することも有効です。落ち着いて、しっかりと読むことが大事になりますが、避難の呼びかけなど時には強い口調で読みましょう。
※（×２）は「繰り返して読む」と言う意味です。

① 被害の状況について
② 避難所の開設について
③ 停電状況と復旧の見込み、通電火災への注意について
④ 水道復旧の見込みについて
⑤ 食料や救援物資の配給について
⑥ 被災地域でのボランティア活動や支援活動に関するお願いについて
⑦ 粗大ゴミの集積場所、搬入時間などについて
⑧ 小中学校、保育園などでの授業について
⑨ 医療機関（病院、診療所、薬局）からの診療情報について
⑩ り災証明・被災証明書の発行について
⑪ 警察からのお知らせについて
⑫ 通信インフラ（携帯電話）について
［補足］運営スタッフの皆さんへ（地震発生時の対応・放送について）

① 被害状況について

＜発災直後＞
午前／午後（　　）時（　　）分ごろ、最大震度（　　）を（　　）で観測する地震がありました。※臨時災害放送局がある地域の震度情報
震源は（　　）で、地震の規模を示すマグニチュードは（　　）と推定されています。
津波については、まだ情報が入っていませんが、震源が海底であれば、すでに津波が発生している可能性があります。
震源が陸地に近ければ、警報などが発表される前に、津波が到着する恐れがあります。
海や川の近くにいる方は、今すぐその場を離れてください。
「津波の心配がない」との発表があるまで、安全な場所に移動してください。
大津波が発生する恐れがあります。
高いところへ今すぐ逃げてください。（×２）
海へ近づかないでください。（×２）

地震に関する情報は、引き続き　このラジオ放送で随時お知らせします。
周波数は（　　）メガヘルツです。

＜大津波警報①＞
気象庁から大津波警報が発表されました。
大津波警報が出ているのは（　　）です。
大津波警報が発表された地域の沿岸部では、大きな被害が発生するおそれがあります。
沿岸部や川沿いにいる方は、今すぐ津波避難ビルや高台など、安全な場所へ移動してください。
海から「より遠く」よりも「より高い」場所を目指して逃げてください。
東日本大震災を思い出してください。
近くに高台や津波避難ビルがない場合、鉄筋コンクリートで出来た、背が高く、大きくて頑丈な建物のできるだけ上の階に移動してください。

＜大津波警報②＞
津波から命を守るには、一刻も早く（今すぐ）、少しでも高いところへ避難することが鉄則です。
そこで皆さんにお願いです。
大津波警報に気がついていない人がいるかも知れません。
家族や周りにも避難を呼びかけながら、ぜひ、あなたが率先して避難してください。
津波は何度も繰り返し襲ってきます。
一度避難したら、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
決して自分の判断で引き返したり、海の様子を見に行ったりしないでください。

＜発災数時間後＞
午前／午後（　　）時（　　）分ごろ、最大震度（　　）を（　　）で観測する地震がありました。
震源は（　　）で、地震の規模を示すマグニチュードは（　　）と推定されています。
（　　）では震度（　　）の激しい揺れを観測し、広い範囲で建物が倒壊するなど、大きな被害が出ています。
激しい揺れと大津波が沿岸部を襲い、各地で甚大な被害が起きています。
役場や警察、消防では現在、被害を確認しています。
住民の皆さんは落ち着いて行動してください。
近所の人でけがをした人はいませんか。
お互い助け合ってください。
飲料水や食料は、役場から配給しますが、時間や場所などは、まだ決まっていません。

地震に関する情報は、このラジオ放送で随時お知らせします。
周波数は（　　）メガヘルツです。

＜更新情報の冒頭＞
（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の被害状況に関する情報です。

＜道路情報＞
国道／県道／市道／町道（　　）は、（　　）付近で崩落し、通行ができません。
う回路をご利用ください。う回路は（　　）です。

海岸部では（　　）が津波で流されたため、通行できません。
う回路をご利用ください。う回路は（　　）です。

海岸部にある国道／県道／市道／町道（　　）では、（　　）付近が冠水し、現在通行ができません。
現場付近に、う回路を示していますので、そちらに従ってください。

（　　）線は（　　）付近で冠水していますが、ガレキなどを撤去しましたので、片側交互通行ができます。

（　　）線は（　　）付近が液状化したため、通行はできません。う回路もありませんので、車での通行は控えてください。

（　　）線は（　　）付近はガレキの撤去が終わりましたので、通行可能ですが、渋滞することが予想されますので、ご注意ください。

＜鉄道情報＞
JRは（　　）駅付近で冠水し、線路が流されたため、運行していません。
復旧の見込みは立っていません。
開通の情報が入り次第、お知らせします。

（　　）月（　　）日より代行バスでの運転となっています。
代行バスは（　　）から発着し、ほぼ列車と同じダイヤ、スケジュールでの運転となりますが、本数は１日（　　）便と減らしての運転となります。

＜港情報＞
（　　）港は津波により多くの船が流され、港湾施設も被害を受けたため、利用できません。近づかないでください。
燃料タンクの流出により火災が発生しましたが、現在は鎮火しています。

＜火災情報＞
市／町／村内の（　　）カ所で火災が発生しましたが、現在は鎮火しています。

＜土砂災害情報＞
（　　）で土砂災害が発生しました。亡くなられた方はいませんが、けがをされている方がいます。

＜けが人情報＞
けがをされた方は、（　　）病院で治療を受けています。
また、次の場所でも治療を行っています。
（　　）避難所、（　　）小／中学校、（　　）会館

＜地震（余震）への注意＞
気象庁では今後も震度（　　）程度の地震に注意するよう呼びかけています。
落ち着いて行動してください。

② 避難所の開設について

1.タイトル：避難所名、住所、連絡先などを明記し、わかりやすく簡潔にまとめます。

2.内　　容：避難所の設備や収容人数、利用可能時間、持ち物などを記載します。

3.注意事項：避難所での生活に必要な情報を記載します。
例えば、ペットの同伴可否、飲食物の提供状況、禁煙・禁酒などです。

4.連 絡 先：避難所の問い合わせ先を明記します。
また、緊急時にはどこに連絡すればよいかも記載しておくと安心です。

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の避難所に関する情報です。

今回お知らせする避難所は、（　　）に設置される（　　）避難所です。
住所は（　　）で、収容人数は　およそ（　　）人です。
駐車スペースは（　　）台分確保されています。車で避難する場合には、現場の指示に従ってください。
避難所の入り口に名簿を用意していますので、避難者の住所、氏名、連絡先などを記入してください。
避難所にはトイレや洗面台などの設備も整っています。
避難所へ来られる際は、寝具や衣類、いつも飲んでいる薬などをお持ちください。
また、貴重品は盗難防止ため、各自での管理をお願いします。

避難所の中へはペットの同伴ができません。
ペットと一緒の避難を望まれる方は（　　）へお問い合わせください。

飲食物はできるだけ提供しますが、十分な量が用意できない可能性があります。
また、避難所内は禁煙・禁酒となっております。

これ以外の生活ルールについては避難所の管理者にお問い合わせください。避難所での生活では皆さんで協力し助け合うことが必要です。皆さんの自発的な協力を重ねてお願いいたします。

緊急時は避難所責任者の（　　）、もしくは（　　※自治体担当課）へお問い合わせください。

③ ライフライン：停電状況と復旧の見込み、通電火災への注意について

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の停電状況と復旧の見込みに関する情報です。

＜未復旧＞
現在、（　　）の全域で停電しています。
復旧の見込みは立っていません。

＜一部復旧＞
現在、（　　）の（　　）地区で停電しています。
（　　）日から関西電力による復旧工事が始まり、順次停電は解消される見込みですが、完全に復旧するためには（　　）日程度かかる見込みです。

＜通電火災＞
通電火災の防止についてお知らせします。
通電火災は、電気機器を原因とする火災で、地震の揺れなどで停電した後に、電気が復旧することで発生します。
例えば、
・地震の揺れや建物の倒壊で破損した電気機器に通電し、漏電やショートが生じて出火
・熱電機器の上に可燃物が倒れたり覆いかぶさったりした状態で通電し、電気機器が作動して出火
・倒れた照明器具に通電して発熱し、近くの可燃物が出火
・ガス漏れが発生している室内で通電して出火
などが考えられます。
建物から避難する場合には、まずブレーカーを落とし、すべての電気器具の電源プラグをコンセントから抜いてください。電気が復旧した際には、配線や電気機器の破損がないかよく確認しましょう。地震発生時には、壁の内の配線の損傷にも注意することが重要です。
また、火災が発生した場合には、初期消火が大変重要です。身体や命に危険がない限り、周りの人からの協力も得て、できるだけ早期に消火するよう努めましょう。

④ ライフライン：水道復旧の見込みについて

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の水道復旧に関する情報です。

現在、（　　）の全域で断水しています。

＜復旧見込み未定＞
復旧の見込みは立っていません。

＜復旧見込みあり＞
（　　）日から水道業者による復旧工事が始まり、順次断水は解消される見込みですが、完全に復旧するためには（　　）日程度かかる見込みです。

自衛隊による給水活動が始まっています。
（　　）において、午前（　　）時から午後（　　）時まで給水を行います。
容器を持って来てください。

水を飲むのを控えすぎると脱水症状や熱中症、心筋梗塞、脳梗塞などの重大な疾患を引き起こす可能性があります。また水を飲まないことで、血液がドロドロになり、血流が悪化して血栓を引き起こすリスクも高まります。十分な水分補給を心掛けてください。

なお、飲料水は十分ではありませんので、節水に努めてください。
トイレ用の水は、くみ置きの風呂水などを使ってください。

⑤ 食料や救援物資の配給について

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の食料や救援物資の配給に関する情報です。

配給される支援物資には以下のようなものがあります。（例）
[食料品] 水、レトルト食品、缶詰、日持ちする食品（パン、おにぎりなど）
[衣　類] 下着、靴下、季節に合わせた衣服
[日用品] ウエットティッシュ、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシセット
タオル

各避難所での食料の配給を行うのは以下の時間帯です。
（　　）では、午前（　　）時から、午後（　　）時まで。

衣類や日用品の配給は随時行っていますので、各避難所での指示に従ってください。

（　　）では臨時の入浴サービスも始まりました。
利用時間などは日によって変わりますので、担当者の指示に従ってください。

給水と炊き出しについてのお知らせです。
まず、給水についてです。
現在、（　　）台の給水車が避難所を回っています。
午前／午後（　　）時から（　　）で給水します。

多くの人に水がいきわたるようにするため、１人（　　）リットルまでとします。
ペットボトルなど容器を用意してください。
容器がない人は別途現地にてお申し出ください。

＜上水道復旧後＞
（　　）の上水道が復旧しましたので、
自衛隊によって行われていた給水活動は終了しました。
引き続き飲料水が必要な方には、避難所となっている（　　）にて、ペットボトル飲料水の配布をしていますのでご利用ください。

続いて食事の提供についてです。
自衛隊の皆さんにより、（　　）で毎日、食事の提供が行われてきましたが、
本日（　　）日　の夕食をもって終了となります。
翌日（　　）日からは避難所に残っている住民の皆さんのみ対象となりますので、
ご注意ください。
また（　　）で行われていた炊き出しによる食事の提供は、（　　）日をもって終了しました。

以上、炊き出しと給水についてのお知らせでした。

⑥ 被災地域でのボランティア活動や支援活動に関するお願いについて

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在のボランティア活動や支援活動に関する情報です

（　　）では、災害の復旧に向けて、支援活動やボランティア活動を行っています。支援・ボランティア活動には、
（例）・物資の配布　・避難所での支援　・仮設住宅の設置　・清掃活動
　　・瓦礫撤去　・被災者の心理ケア　・食事の提供　・病院でのボランティア活動
などがあります。
支援を希望される方は、（　　）まで申し込んでください。

これらの支援・ボランティア活動に参加する方の募集も行っています。参加される場合は、事前に（　　）に連絡し、指示に従ってください。
また、ボランティア活動を行う際には、マスクの着用や手洗いなどの感染症対策を徹底することが大切です。

災害の被害を受けた方々のためにも、多くの方々のご協力をお願いします。

＜補足連絡＞
当面の間、ボランティアの参加は（　市町村　）内の方に限らせていただきます。

⑦ 災害ゴミの集積場所、搬入時間などについて

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の災害ゴミの集積場所や搬入時間などに関する情報です。

津波災害により、多くの災害ゴミが発生しています。
（　　）では、災害ゴミの収集・処理を行っています。
災害ゴミは、自治体が指定する集積場に持ち込んでください。
現在、以下の場所に臨時の集積場を設置しています。
（　場所名、住所、地名など　）

搬入のできる時間は、午前（　　）時から午後（　　）時までです。

集積場には、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「大型ゴミ」などの分別※があります。
また、処理に時間がかかるため、ゴミの分別や袋詰めをしっかり行うなどのご協力をお願いします。
なお、（　　）の搬入は認められていませんので、注意してください。
集積場について詳しくは、（　　）までお問い合わせください。

※ 災害ゴミの区分例、「燃えるゴミ」「金属ゴミ」「不燃ゴミ」「木製の大型ゴミ」「家電ゴミ」など

災害ゴミの受け入れについてお伝えします。
（　　地区）の災害ゴミ集積場所は、（　　）です。
搬入できるのは、（　　）月（　　）日（　　）曜日までです。
時間は、月曜から金曜が、午前（　　）時から午後（　　）時まで、土曜、日曜及び休日は、午前（　　）時から午後（　　）時までとなります。
災害ゴミの搬入についてお願いです。
災害で出たゴミとは関連がないと思われるゴミが持ち込まれ、ゴミ処理に影響が出ています。復旧復興の妨げとなりますので、絶対にやめてください。

また、生ゴミは、災害ゴミではありません。通常のゴミ収集に出してください。
なお、通常のゴミ収集は、「ゴミ収集カレンダー」どおりに収集を行っています。
さらにストーブについては、火災に繋がるため災害ゴミとして持ち込めません。

以上、災害ゴミの受け入れについてのお知らせでした。

＜終了予定＞
地震で被災したことによって、ご家庭や会社で生じた　いわゆる「災害ゴミ」の回収・受け入れは、（　　）日で終了する予定です。
「家電ゴミ」のうち、家電リサイクル法の対象となる、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の受け入れは、（　　）日（　　）曜日で終了となりますので、ご注意ください。

＜終了連絡＞
「家電ゴミ」のうち、家電リサイクル法の対象となる、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の受け入れは、（　　）日（　　）曜日で終了となりました。
災害ゴミとしての持ち込みはできません。

⑧ 小中学校、保育園などでの授業について

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の小・中学校、保育園での授業保育に関する情報です。

（　　）小学校／中学校は避難所として使われているため、授業を行っていません。学校再開の時期については、教育委員会が各学校の状況にあわせて検討していますので、決まり次第お伝えします。

再開のためには、被災児童・生徒の状況把握、教員の被災状況、学校の施設・設備の状況、各学校への通学路の安全確認などが必要です。
現在、各学校では、教員が避難所の運営に携わっており、学校再開のための準備作業ができていません。保護者だけでなく、地域の皆さんのご協力が欠かせませんので、各学校への援助をよろしくお願いします。

＜状況に応じて＞
なお、（　　）小学校では保育園児と小学生のための「託児」を計画しています。読み聞かせ、読書、ボードゲーム、かるた などを職員の輪番で行う予定です。
また、被災した児童・生徒の心のケアを担当する緊急派遣スクールカウンセラーの派遣を要請しています。
日時と場所が決まりましたら、お知らせします。

⑨ 医療機関（病院、診療所、薬局）からの診療情報について

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の医療機関からの診察情報、薬局の開店状況に関する情報です。

医療機関はたいへん混んでいます。医療機関の指示に従って受診してください
マスクの着用、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

保険医療を受けるには原則として保険証の提示が必要ですが、被災に伴い、保険証を紛失又は自宅等に残して避難されている方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。
［1］氏名、［2］生年月日、［3］電話番号等の連絡先、［4］国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療保険など、加入している医療保険者が分かる情報

医療機関についての情報です。
（　　）診療を始めています。途中の道路が混雑していますので、時間の余裕を持って、お越しください。
（　　）は津波による被害のため、診療を停止しています。
（　　）は休診しています。
（　　）は（　　）日（　　）曜日より診療を再開します。

なお、（　　）に臨時の医療センターを開設しましたので、診察を希望される方はご利用ください。救急の場合は消防署（119番）まで連絡してください。

これらの施設は、現在多くのけが人が訪れ、治療にはかなりの時間がかかりそうです。すり傷などは地区の集会所などで消毒してもらうなどしてください。

（　　）薬局は営業しています。薬によっては処方箋が必要になりますが、それがない場合でも、後で医師から処方箋を書いてもらうことを条件に、ふだん飲んでいる慢性疾患の治療薬を緊急対応として、出してもらうことができます。薬局にてご相談ください。お薬手帳があるとスムーズに手続が行えます。

⑩ り災証明・被災証明書の発行について

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の罹災証明・被災証明に関する情報です。

り災照明書は、災害による住宅など建物の被害について自治体が被害認定調査を行い、その判定結果により住宅の被害の程度を公的に証明する書類です。
危険度に応じた色の判定結果が建物に貼り付けられる「応急危険度判定」とは別の調査になります。

地震で被災された方は必ず申請してください。
「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」など被害の程度に合わせて、被災者生活再建支援金が支給されるほか、住宅の応急修理など、さまざまな支援策や加入している保険の手続きなどに必ず必要となります。

申請の受付・相談は、（　　）月（　　）日　までは土日も含む毎日、午前（　　）時から午後（　　）時まで次の場所で行っています。

まず、（　　）地区
り災証明書は、（　場所、建物の階数、担当課　）
同じく被災証明書は、（　場所、建物の階数、担当課　）

次に、（　　）地区では、
り災証明書、被災証明書ともに（　場所、建物の階数、担当課　）にお越しください。

申請できるのは、被災された方、ご本人となります。
申請時には免許証、健康保健証などの本人確認のできるものをご持参ください。
また、同居されている家族以外の方が代理人となる場合は、委任状が必要となります。

ご不明な点などのお問い合わせは、
（　役所担当課　）（　電話番号　）（×２）　までお願いします。

以上、り災証明書、被災証明書　の発行についてのお知らせでした。

⑪ 警察からのお知らせについて

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の（　　）警察からのお知らせです。

（　　）地震にからむ犯罪に注意してください。
行政機関の職員になりすまして個人宅に訪問し、募金を要求した
家屋修理名目などの不審電話など、詐欺や悪質商法と思われる相談が寄せられています
すぐにお金を払ったり、契約したりすることなく、警察へ通報してください。

空き巣などの盗難被害に注意してください。
家人が不在の家屋などが多くみられます。盗難被害に合わないために、
貴重品は身に着けて外出しましょう。
外出の際は、自宅や自家用車が被災して施錠できない場合以外は、確実に施錠しましょう。また、近所の方に外出する際は声掛けしましょう。
不審な人や車をみかけたら110番通報しましょう。
（　　地元　　）警察と応援のため来られている全国の警察が、被災地域を中心として24時間体制でパトロールしています。ご理解とご協力をお願いします。

以上、（　　）警察からのお願いでした。

⑫ 通信インフラ（携帯電話）について

（　　）日　午前／午後（　　）時 現在の携帯電話に関する情報です。

NTTドコモ、ａｕ、ソフトバンク　及び　楽天モバイル　では携帯電話がつながりにくい状況となっています。
沿岸部にある中継所が津波の被害に遭い、機能していないところが多くあります。
各社では、中継所の機能を持つ車を向かわせていますが、到着の見込み時間はわかっていません。
充電器を（　　）に（　　）台を用意しています。
混雑が予想されますが、譲り合ってご利用ください。

［補足］運営スタッフの皆さんへ（地震発生時の対応・放送について）

１．まず、落ち着いて放送してください

放送中に地震がきたら驚き焦ると思います。しかし、マイクの前に座っている人が慌てたり、混乱すると、聴いている人をいっそう不安にさせてしまいます。難しいことだとは思いますが、気持ちを落ち着かせ、ある程度揺れが収まるのを待ってから、地震についての第一報を出してください。

２．情報確認をしっかりとしてください

第一報のあと、震度、震源、警報・注意報の有無などの情報をしっかりと確認してください。情報確認については、気象庁の発表、自治体（災害対策本部）からの通知など様々な方法があります。

インフラの復旧状況にもよりますが、早くて間違いがないのは、NHKなどのテレビ・ラジオからの情報を確認する方法です。（NHKの無料スマホアプリ「NHKニュース＆防災」の速報機能も有効です。）

３．自分で判断しないでください

震度6～7クラスの大地震が発生した場合、その影響により津波・土砂崩れなど大きな被害の発生が予想されます。第一報以降の放送継続については、決してその場にいるスタッフだけで判断せず、放送局の運営責任者や自治体担当者に確認し、その後の放送運行をどうするか決定してください。（安全最優先の判断が必要）

大津波警報などが発令された場合、スタジオにいるスタッフも移動（避難）ができなくなることが想定されます。また、スタッフが外にいた場合、スタジオに戻ってくることができない可能性もあります。早期に運営責任者の判断を確認するためにも、複数の連絡手段を常に携帯するようにしましょう。

（例：携帯電話と業務用無線）

４．自分自身の安全を最優先してください

こうした状況が発生した場合、それ以降の通常放送番組を打ち切り「被害状況」原稿の内容などを録音しリピート再生させた状態にする、又は、防災無線の音声をそのまま放送できる状態にするなど、無人でも放送を継続させる方法があります。（事前に緊急時用の音声素材を録音しておくのも有効です。）

東日本大震災では、防災無線で避難を呼びかけていた人自身が津波にのみ込まれて亡くなった事例もあります。放送に携わるスタッフ自身が、自分の身の安全を最優先にする必要があります。

絶対に無理はしないでください！命を大切にしてください！

総務省